

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び稲荷地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが稲荷地区において実施していくバリアフリー化事業等の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

① 特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

② 特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

- ① 短期 平成18年から20年の間に事業を完了させることを目標とするもの
- ② 中期 平成18年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの
- ③ 長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、稲荷地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会が、それぞれ稲荷地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 JR稲荷駅及び京阪伏見稲荷駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) JR稲荷駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、JR稲荷駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) スロープの設置

駅出入口におけるスロープの設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) エレベーターの設置

改札口から各ホームに至るエレベーターの設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(ウ) 手すりの設置及び改善

手すりが設置されていない箇所等については、設置・改善を検討します。

イ 情報案内設備

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善

視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所等については、駅全体の動線を見直す中で設置・改善を検討します。

(イ) 点字表示板の設置及び改善

階段の手すりに点字表示板が設置されていない箇所や設置位置が適切でない箇所については、改善を検討します。

(ロ) 電光式情報案内板の設置

各ホームにおける電光式情報案内板の設置を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

ウ 利便施設

(ア) 多機能トイレの改善

移動円滑化整備ガイドラインに沿った多機能トイレにできる限り改善します。

(2) 京阪伏見稲荷駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、京阪伏見稲荷駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) 既存スロープの改善

駅出入口から改札口への緩勾配スロープの設置による既存スロープの改善を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) 手すりの設置及び改善

手すりが設置されていない箇所等については、設置・改善を検討します。

イ 情報案内設備

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善

視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所等については、駅全体の動線を見直す中で設置・改善を検討します。

また、内方線ブロックについても設置・改善を検討します。

(イ) 駅施設案内板への視覚障害者誘導用ブロックの設置

駅施設案内板への誘導について改善を検討します。

(ロ) 点字表示板の設置及び改善

階段の手すりに点字表示板が設置されていない箇所や設置位置等が適切でない箇所については、改善を検討します。

(ハ) 電光式列車運行情報案内板の改善

電光式列車運行情報案内板の改善を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

ウ 利便施設

(ア) 多機能トイレの設置

上りホームにおける多機能トイレの設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) 階段手すりの改善

上りホームの既存トイレの階段への2段手すりの設置を検討します。

エ 個別設備

(ア) 幅広自動改札の設置

上りホーム及び下りホームの改札口における、車いす対応の幅広自動改札の設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) 券売機の改修

車いす対応型券売機の導入を検討します。

(3) 各駅共通の課題の検討

上記以外の連絡会議や分科会などで提起された様々な課題・問題点やJR稲荷駅や京阪伏見稲荷駅以外の駅でも共通の課題になっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善の検討を進めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時等の情報表示について、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小、より分かりやすい料金表や路線図及び情報案内表示の検討など、稲荷地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、各鉄道事業者において、長期的な課題として検討を進めます。

(4) バリアフリー化事業計画の概要

稲荷地区における公共交通特定事業計画の概要を表-8に、また、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表-9に示します。

表-8 JR稲荷駅及び京阪伏見稲荷駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体		目標年次						
		JR西日本	京阪電気鉄道	H18	19	20	21	22	23	～
JR 稲荷駅	駅出入口におけるスロープの設置	○		▶						
	改札口から各ホームに至るエレベーターの設置	○		▶						
	各ホームにおける電光式情報案内板の設置	○		▶						
京阪 伏見稲荷駅	駅出入口から改札口への緩勾配スロープ及び手すりの設置		○	▶						
	既存の点字構内表示板への視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	▶						
	電光式列車運行情報案内板の改善		○	▶						
	上りホームにおける多機能トイレの設置		○	▶						
	各ホームへの改札口における、車いす対応の幅広自動改札の設置		○	▶						

表-9 JR稲荷駅及び京阪伏見稲荷駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体		目標年次						
		JR西日本	京阪電気鉄道	H18	19	20	21	22	23	~
JR 稲荷駅	駅出入り口における視覚障害者誘導用ブロックの設置	○								
	下りホームにおける視覚障害者誘導用ブロックの設置	○								
	跨線橋階段手すりの位置の改善	○								
	跨線橋階段の手すり点字表示板の設置位置・表示内容の改善	○								
	多機能トイレの改善	○								
京阪 伏見稲荷駅	各ホームにおける視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善		○							
	上りホームの既存トイレ階段への2段手すりの設置の検討		○							
	車いす対応型券売機の導入の検討		○							
2駅共通	より分かりやすい案内表示や緊急情報表示の検討	○	○							
	分かりやすい料金表や路線図の検討	○	○							
	様々な設備の改善の検討	○	○							
	各鉄道事業者における共通課題の検討	○	○							

JR稲荷駅及び京阪伏見稲荷駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図-13、図-14に示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者がJR稲荷駅と京阪伏見稲荷駅を発着する鉄道車両と路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう、改良を検討していきます。また、扉の開閉時にチャイムにより扉位置を知らせる装置について、車両の更新・改良時にあわせて順次整備を図ります。

イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表-10に示します。

表-10 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次					
	H18	19	20	21	22	23 ~
稲荷地区を運行する車両の約90%をノンステップバスなどの人にやさしいバスとする						

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

年次	総車両数	ノンステップバスの車両数	ノンステップバスの割合
平成17年度末 (2005年度末)	750	354	47%
平成18年度末 (2006年度末)	750	455	61%

図-13 JR稲荷駅のバリアフリー化事業計画

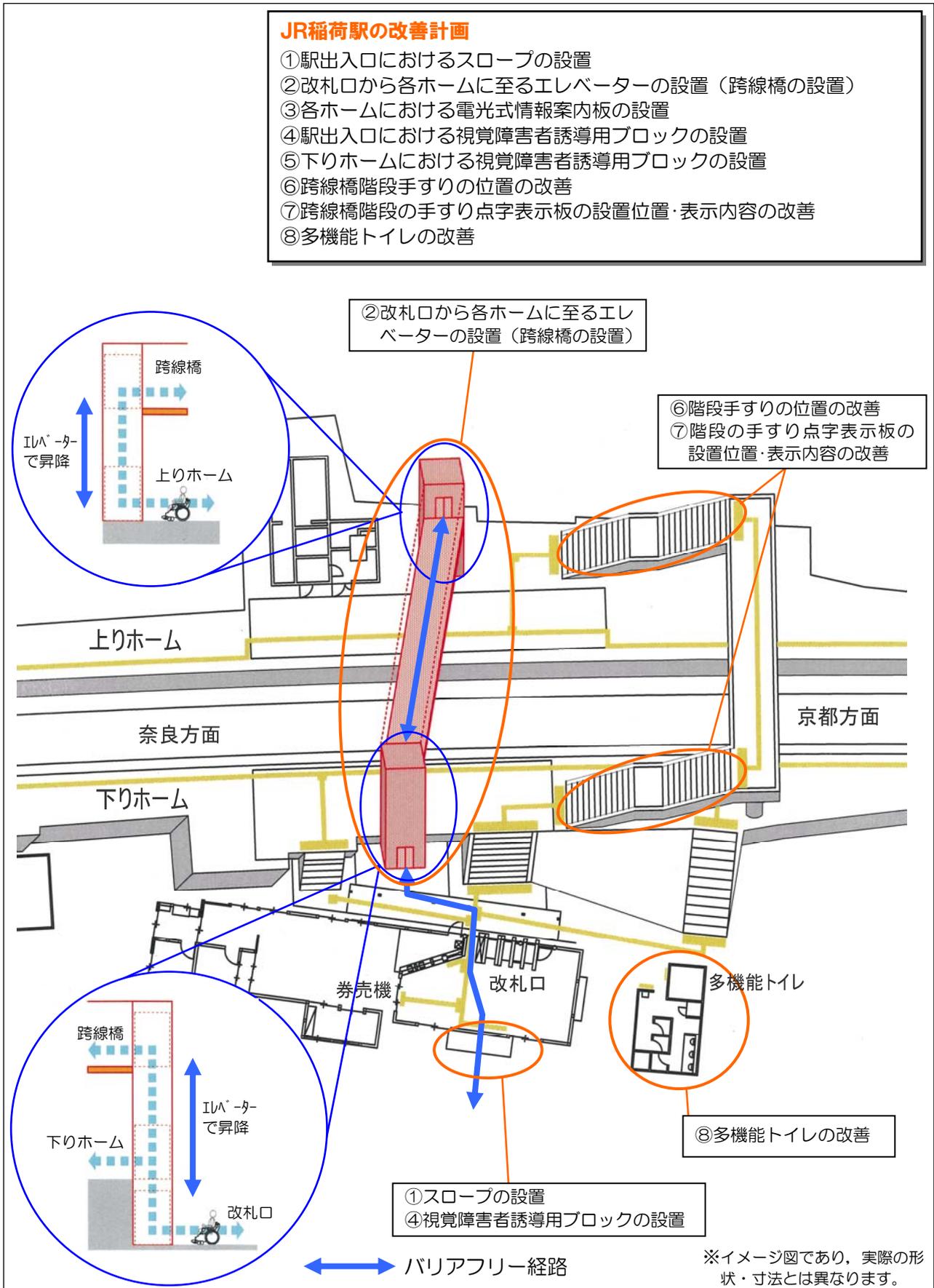
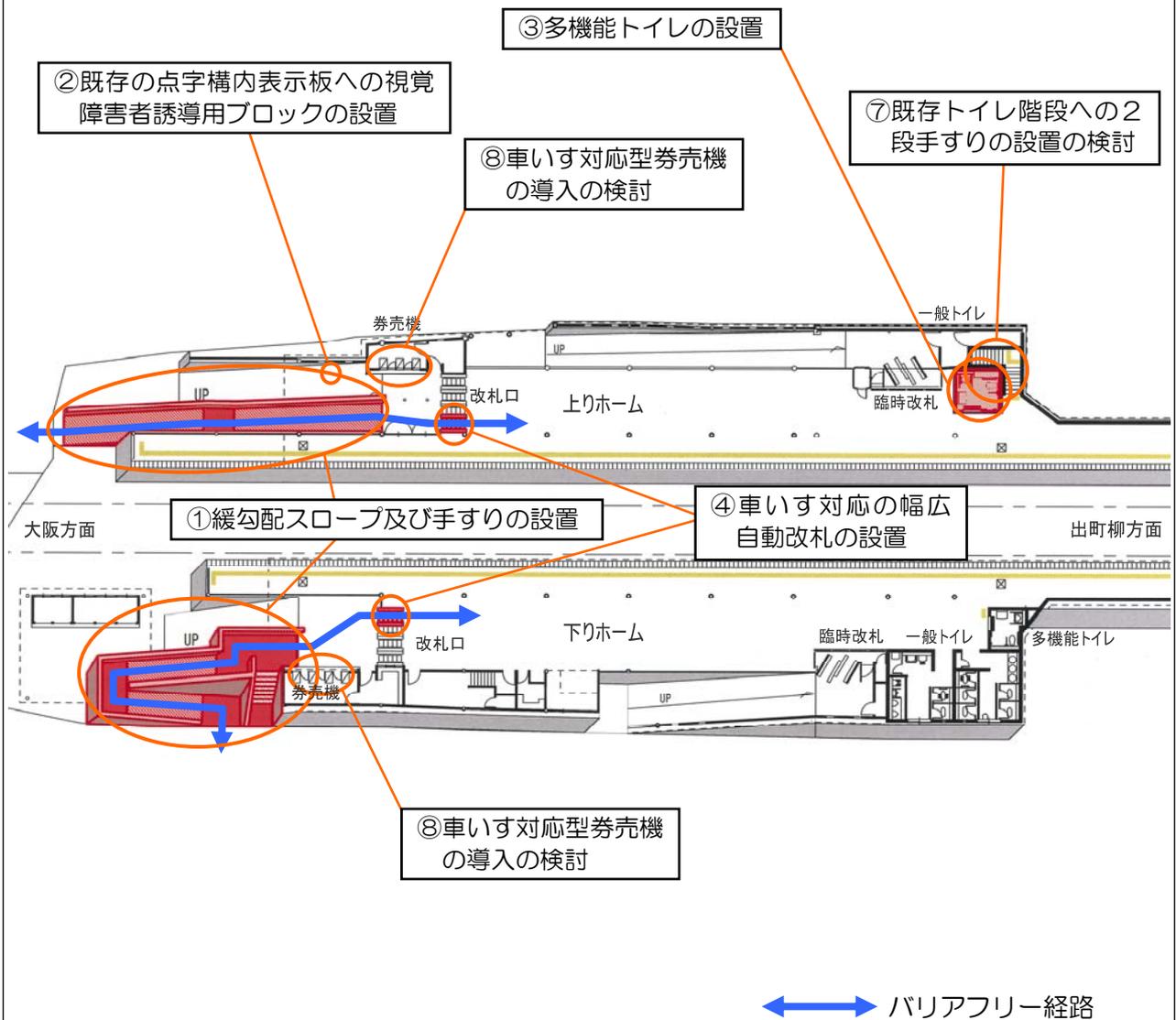


図-14 京阪伏見稲荷駅のバリアフリー化事業計画

京阪伏見稲荷駅の改善計画

- ① 駅出入口から改札口への緩勾配スロープ及び手すりの設置
- ② 既存の点字構内表示板へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ③ 上りホームにおける多機能トイレの設置
- ④ 各ホームへの改札口における、車いす対応の幅広自動改札の設置
- ⑤ 各ホームにおける視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善
- ⑥ 電光式列車運行情報案内板の改善
- ⑦ 上りホームへの既存トイレ階段への2段手すりの設置の検討
- ⑧ 車いす対応型券売機の導入の検討



※イメージ図であり、実際の形状・寸法とは異なります。

3 道路のバリアフリー化事業計画等の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者（京都市）が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画等を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 準特定経路

準特定経路においては、段差、勾配の改善や歩行者優先策の検討を行います。

イ 準特定経路以外の道路

駅周辺に広く分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び京都を訪れる観光客のJR稲荷駅及び京阪伏見稲荷駅へのアクセス経路の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー化事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

ウ その他

(ア) 放置自転車等の対策

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の取組などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

(イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成18年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

稲荷地区における道路のバリアフリー化事業計画の概要を表-11に示します。

表-11 道路のバリアフリー化事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次						
			H18	19	20	21	22	23	～
準特定経路Ⅰ	市道 本町通 一般府道 稲荷停車場線（通称：本町通）	歩行者優先策の検討	▶						
準特定経路Ⅱ	一般府道 稲荷停車場線 市道 稲荷勸進橋線（通称：稲荷新道）		▶						
準特定経路Ⅲ	市道 河原町十條観月橋線（通称：師団街道） 一般府道 中山稲荷線（通称：第一軍道）	段差勾配の改善	▶						
準特定経路Ⅳ	市道 深草緯23号線（通称：稲荷新道）	歩行者優先策の検討 段差勾配の改善	▶						
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討	▶						

道路のバリアフリー化事業計画等を図-15に示します。

4 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路における高齢者や身体に障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置等の検討を行います。

イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の影響・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成18年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

稲荷地区における交通安全特定事業計画の概要を表-12に示します。

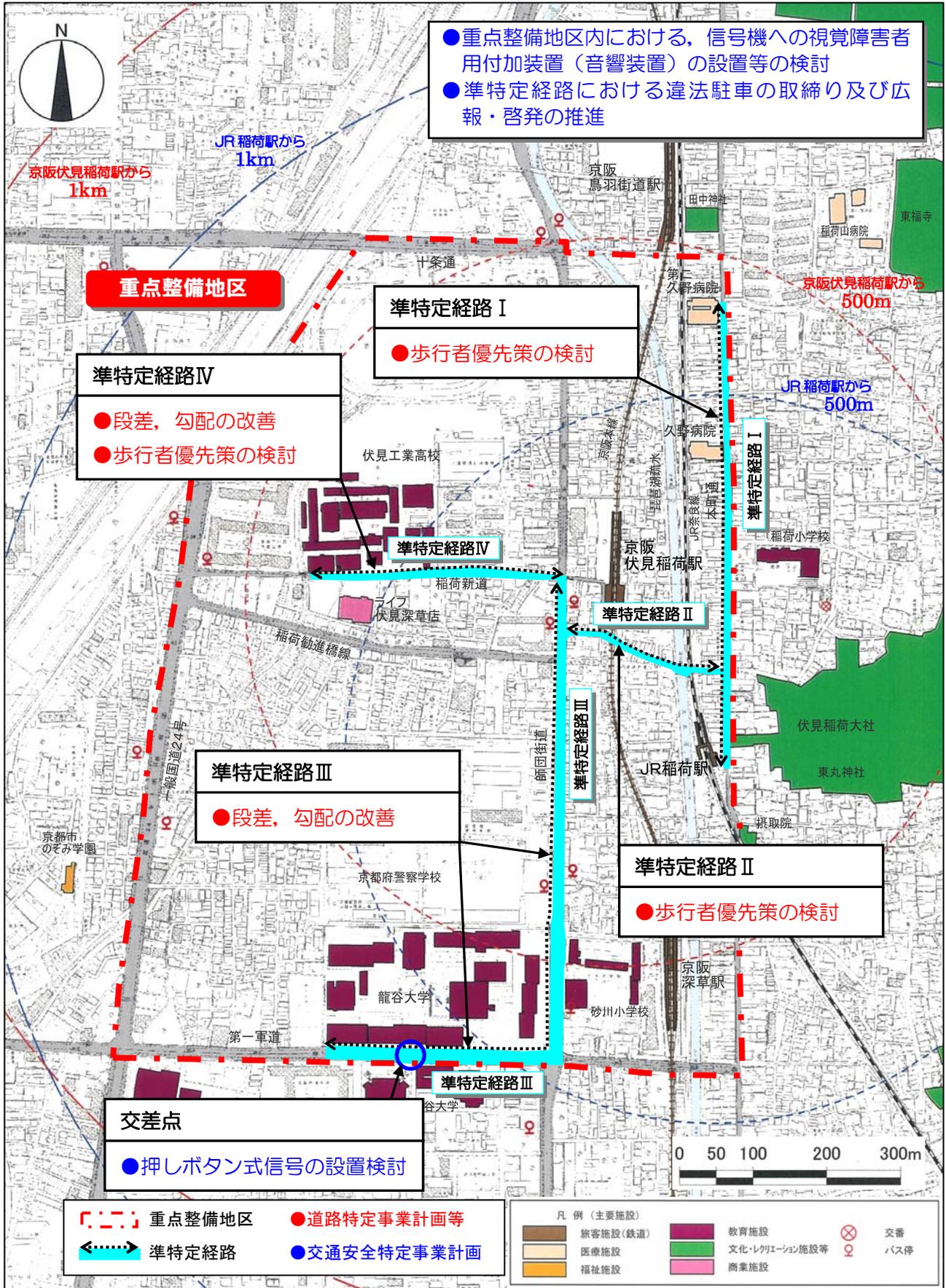
表-12 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次						
			H18	19	20	21	22	23	～
準特定経路Ⅰ	市道 本町通	違法駐車の影響・取締り及び広報・啓発の推進	注)						
	一般府道 稲荷停車場線 (通称：本町通)		▶						
準特定経路Ⅱ	一般府道 稲荷停車場線	違法駐車の影響・取締り及び広報・啓発の推進	注)						
	市道 稲荷勧進橋線 (通称：稲荷新道)		▶						
準特定経路Ⅲ	市道 河原町十条観月橋線 (通称：師団街道)	押しボタン式信号の設置検討	▶						
	一般府道 中山稲荷線 (通称：第一軍道)	違法駐車の影響・取締り及び広報・啓発の推進	注)						
準特定経路Ⅳ	市道 深草緯23号線 (通称：稲荷新道)	違法駐車の影響・取締り及び広報・啓発の推進	注)						
—	重点整備地区内	視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置等の検討	▶						

注) 現在すでに取組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-15に示します。

図-15 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画等



5 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表-13に示します。

表-13 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や身体に障害のある方の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や身体に障害のある方とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験、疑似体験など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や身体に障害のある方との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育
高齢者や身体に障害のある方へのサポート教育		
	違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類等、高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した、駅などのバリアフリー状況に関する情報提供 (京都市や公共交通事業者のホームページなど)
		バリアフリーマップの作成・提供 (駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など)
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者及び関係行政機関等は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。